

第2節 項目別審査要領

第1 敷地内の消防用活動空地等

都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく、開発行為の許可に係るものに必要な消防水利及び消防活動用地の確保については、福岡市開発技術マニュアル第6章に基づき、次の技術的な基準によること。（詳細については、警防課警防係と調整すること。）

1 消防水利

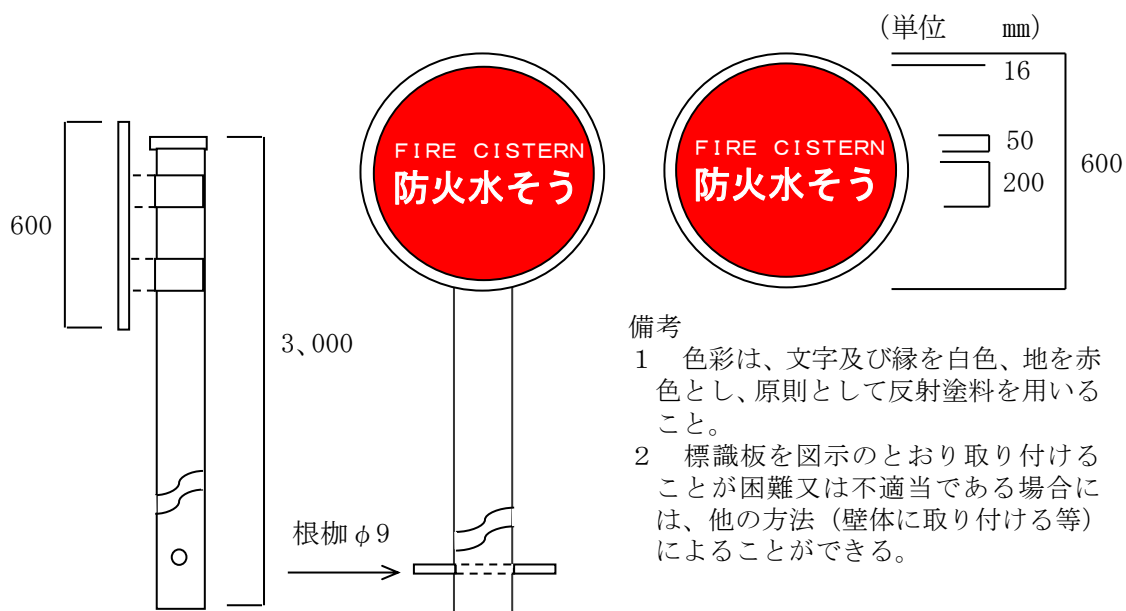
- (1) 開発者は、開発区域において、消防に必要な水利が十分でない場合は、消火栓又は防火水槽（以下「消防水利施設」という。）を設置しなければならない。
- (2) 次に掲げる開発行為において、消防水利施設が消火栓のみであるときは、防火対象物（法第2条第2項に規定する防火対象物をいう。）の各部分から300m以内の位置に防火水槽を併設しなければならない。
 - ① 開発区域の面積が5ha以上の開発行為
 - ② その他警防課長が消防水利に必要な水利の確保のために必要と認める開発行為
- (3) 消防水利は次の各項によるものとする。
 - ① 地盤面からの落差は、4.5m以下であること。
 - ② 取水部分の水深は、0.5m以上であること。
 - ③ 吸管投入孔は、その一辺が0.6m以上、又は直径が0.6m以上であること。
 - ④ 防火対象物の各部分から一つの消防水利に至る距離が、近隣商業地域、商工業地域、工業地域、工業専用地域にあっては、100m以下、その他の地域にあっては120m以下となるように設置すること。なお、消火栓とともに併設する防火水槽については、前記距離を300m以下とする。
- ⑤ 消防水利は、常時有効貯水量が40 m³以上又は取水可能水量が毎分1 m³以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものであること。
- (4) 消火栓を設置する場合は、次の各項に適合するものであること。
 - ① 消火栓は、水道局が定める規格であること。
 - ② 消火栓は、口径75mm以上の配水管上に設けること。
 - ③ 消火栓の設置については水道局と協議すること。
- (5) 防火水槽を設置する場合は、次の各項に適合するものであること。
 - ① 防火水槽の有効水量は、40 m³以上とする。ただし、開発面積が次表で定める数値未満のときはその有効水量を20 m³以上とする。

（単位：m³）

第1 敷地内の消防用活動空地等

建物構造 用途地域	その他	準耐火	耐 火
近隣商業・商業・ 用途未指定地域	3、000	6、000	9、000
上記以外の地域	4、000	8、000	12、000

- ② 防火水槽は、敷地内の道路以外の場所に設置するものとする。
- ③ 構造は、耐震性を有する構造とすること。ただし、2次製品については一般財団法人日本消防設備安全センターにより認定されたものとする。
- ④ 工事の中間検査として、配筋状況等の確認を必ず受けること。
- ⑤ 維持管理上、安全な位置であること。
- ⑥ 崩壊、埋没等のおそれのない位置であること。
- ⑦ 防火水槽には、消防局が定める標識を設置すること。（第1－1図参照）



第1－1図

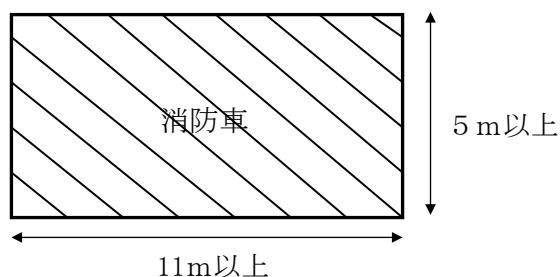
2 消防用活動空地の確保

- (1) 地階を除く階数が4以上である建築物を敷地に配置するときは、当該敷地内に、はしご車による消防活動を行うための進入路及び空地を確保しなければならない。ただし、当該敷地に隣接する道路、広場その他の空地において、当該消防活動が可能であるときは、この限りではない。
- (2) 活動用空地を設ける場合は、次の各項に適合するものであること。
 - ① 活動用空地を設けるときは、その広さを幅員5m以上、長さを11m以上、また、勾配は7度未満とし、ジャッキ荷重10t以上の地盤支持力を有すること。
 - ② 活動用空地の旨を表示するため、マーキング塗装を施すか、又は看板を設置すること。

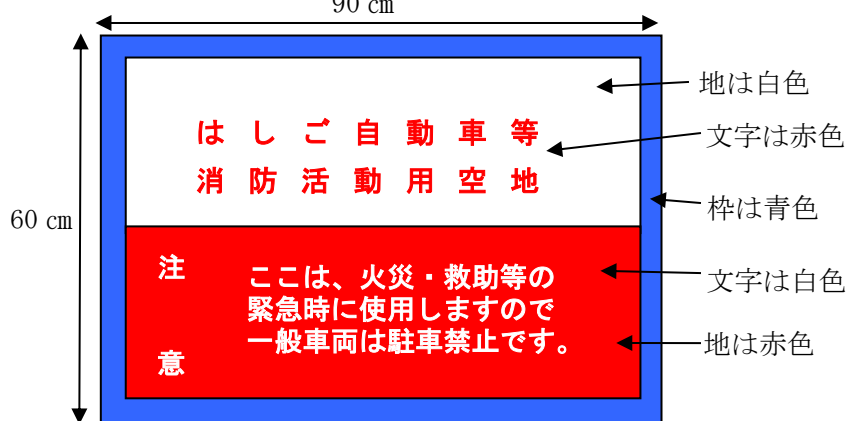
（第1－2図参照）

第1 敷地内の消防用活動空地等

マーキング塗装例（ライン幅 20 cm、間隔 1 m）

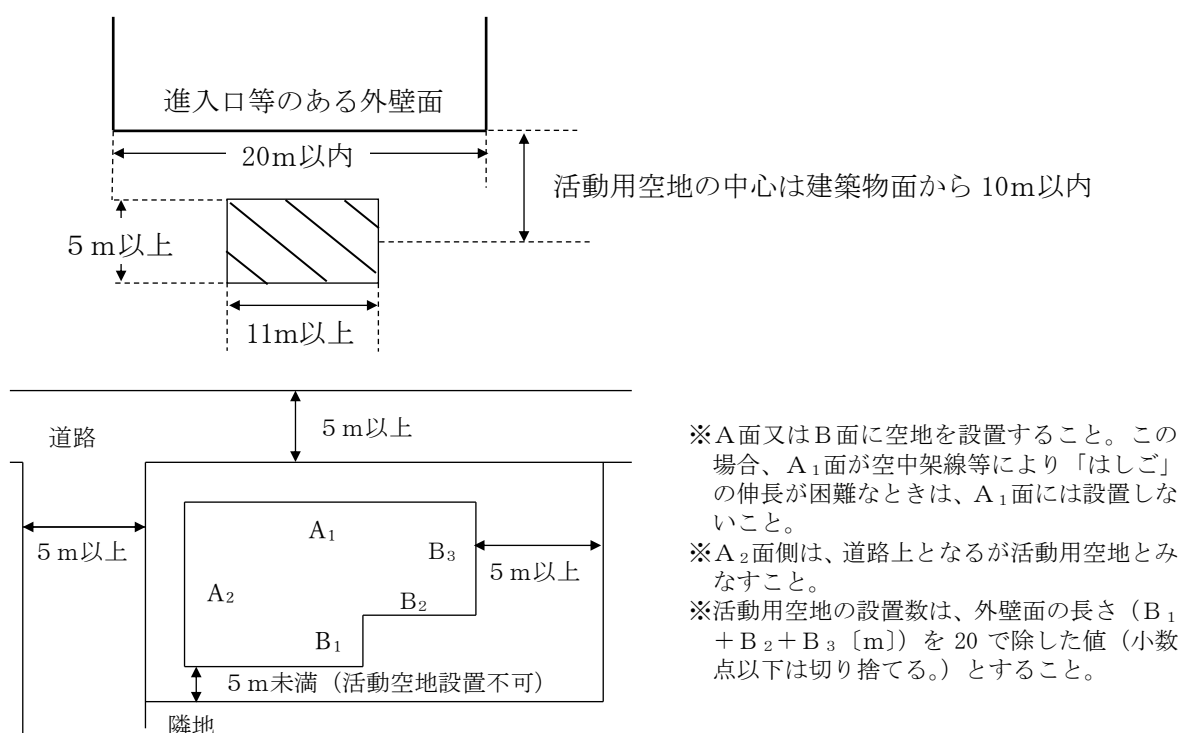


看板設置例
90 cm



第1-2図

- ③ 活動用空地は、進入口等のある建築物面に沿って 20mごとに1箇所、建築物面から 10 m以内の位置に設置すること。（第1-3図参照）



第1 敷地内の消防用活動空地等

第1-3図

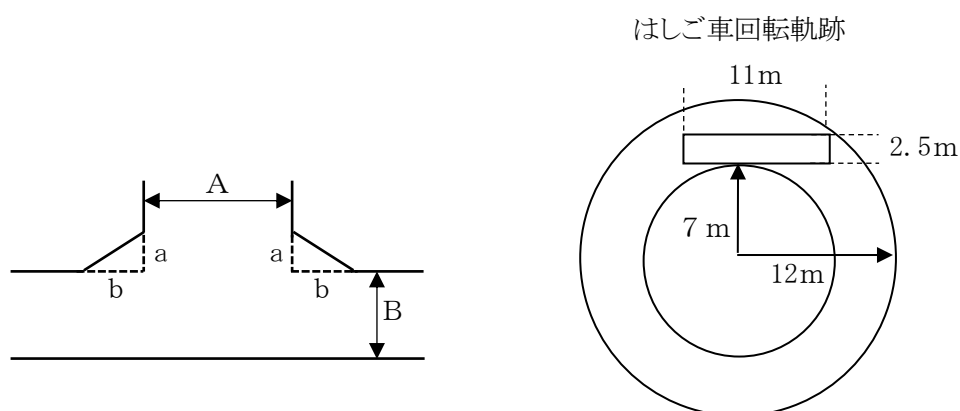
- ④ はしご車の進入は、幅員4m以上、勾配9度以内とし、輪荷重10t以上の地盤支持力を有すること。この場合において、道路と進入路との連結点には、次表に定めるはしご車の進入に必要な隅切りを設けること。ただし、次表によることができない場合は、はしご自動車の回転軌跡により行うこと。(第1-4図参照)

なお、進入路上部に構造物を有する場合は、路面からの高さを4m以上とすること。

隅切り表

(単位:m)

A幅員 B幅員	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
4	10×10	7×9	5×8	4×7	3×6	2×5	1.5×4	1×3	0.5×2	0.5×1
5	9×7	6×6	4×5	3×4	2×3	1×2	0.5×1			
6	8×5	5×4	3×3	2×2	1×1					
7	7×4	4×3	2×2	1×1						
8	6×3	3×2	1×1							
9	5×2	2×1								
10	4×1.5	1×0.5								
11	3×1									
12	2×0.5									
13	1×0.5									a×b



第1-4図

- ⑤ はしご自動車が歩道等に乗上げる際は、段差を10cm以内とすること。☞
- ⑥ 建築物の配置、付近道路の形態等の事情により活動用空地の設置が困難なときは、建基令第121条の規定に準じて、建築物に二以上の避難経路を確保すること。
- (3) 前(1)及び(2)については、第2章第2節第12においても、指導するものとする。

第 1 敷地内の消防用活動空地等